

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び「外国人の新規入国制限の見直し」(概要)(令和4年1月12日現在)



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等

出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得, 入国時の検疫での抗原定量検査, 入国後の自宅等待機・公共交通機関不使用要請等の防疫措置の詳細は[厚生労働省のホームページ](#)を参照。

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に162の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否

(詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照)

○「特段の事情」については、オミクロン株の発生を受け、厳格化して運用していくこととしており、入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①再入国許可(みなし再入国許可を含む。)による再入国

※上陸の申請日前14日以内にアンゴラ, エスワティニ, ザンビア, ジンバブエ, ナミビア, ボツワナ, マラウイ, 南アフリカ共和国, モザンビーク, レソト又はコンゴ民主共和国に滞在歴のある者の再入国を拒否する措置については、令和4年1月12日午前0時をもって終了

②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

③「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者(「公用」については、必要性・緊急性が高いもの)

④入国目的に高い公益性が認められる者(特に必要性・緊急性が高いもの)

※例えば、ワクチン開発の技術者 等

⑤その他人道上、真に配慮の必要性がある場合

(2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上記(1)の措置に併せ、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、現在、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

2 外国人の新規入国制限の見直し

※令和4年2月末までの間、水際対策強化に係る新たな措置(19)に基づく新規入国は停止

→ 制度の概要については、[厚生労働省ホームページ\(水際対策強化に係る新たな措置\(19\)について\)](#)を参照